

○富士吉田市広告事業実施要綱

平成20年12月22日

訓令甲第37号

(目的)

第1条 この要綱は、市が保有する資産(以下「市資産」という。)を広告媒体として有効活用し、民間事業者等の広告を掲載する事業(以下「広告事業」という。)を実施することにより、民間事業者等の事業活動を促進し、地域経済の活性化を図るとともに、市の新たな財源を確保し、もって市民サービスの維持向上を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 広告を掲載し、又は特定の名称を付与することができる市資産をいう。
- (2) 広告掲載 広告媒体に民間事業者等の広告を掲載し、又は特定の名称を付与することをいう。
- (3) 広告事業 市資産を広告媒体の用に供し、これに伴う掲載料を徴収することをいう。
- (4) 部等 富士吉田市行政組織条例(以下「行政組織条例」という。)第1条に規定する部、出納室、教育委員会事務局、議会事務局、市立病院、看護専門学校をいう。
- (5) 広告主等 広告主又は広告取扱事業者をいう。

(広告事業の範囲)

第3条 広告事業の実施に当たっては、広告媒体が有する市資産としての本来の目的に支障を生じさせないようにするとともに、当該広告事業の公共性に鑑み、社会的な信頼性及び公平性を損なうことのないよう十分配慮するものとする。

2 広告事業に係る掲載基準については、広告事業掲載基準(別記)によるものとする。

(広告媒体の選定及び広告の募集方法等)

第4条 広告事業を行う広告媒体の選定、広告の規格、募集方法、掲載料及び選定方法は、原則として当該広告に係る広告媒体を所管する部等(以下「所管部等」という。)において別に定める。

(広告の選定)

第5条 広告の選定は、当該広告内容に係る部等と協議の上、所管部等において実施する。

(広告掲載の中止等)

第6条 次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載期間中であっても、広告掲載を中止し、又は広告掲載に係る契約を解除することができる。

- (1) 指定する期日までに掲載する広告の提出がないとき。
- (2) 広告主等が市の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。
- (3) 広告主等が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。
- (4) 広告主等の倒産、破産等により広告掲載する必要がなくなったとき。
- (5) 広告主等が書面により、広告掲載の取り下げを申し出たとき。
- (6) 広告掲載期間中において広告事業掲載基準第2又は第3に該当するに至ったとき。
- (7) 市の業務上、やむを得ない事由が生じたとき。

(広告掲載料の返還)

第7条 既に納付した広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主等の責めに帰すことができない事由により、広告掲載を中止し、又は広告掲載に係る契約を解除したときはこの限りでない。

(広告主等の責務)

第8条 掲載した広告に関する一切の責任は、広告主等が負う。

- 2 広告に虚偽があることが判明した場合は、広告の掲載の中止等適切な措置をとるものとし、これに伴い生じる経費は広告主等が負担する。
- 3 第三者から、広告掲載に関連して苦情の申立て又は損害賠償の請求等があったときには、自らの責任で解決しなければならない。

(広告審査会)

第9条 第5条に規定する広告の選定に当たり、広告内容等、広告事業実施に関し疑義が生じた場合は、富士吉田市広告審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

- 2 審査会の委員長は、広報主管部長を、委員は、行政組織条例第1条に規定する部の次長をもってあてる。ただし、委員長が審査に関し必要と認めるときは、これら以外の者を委員に加えることができる。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(審査会の会議)

第10条 審査会の会議は、委員長が招集する。

- 2 審査会の会議は、委員長がその議長となる。
- 3 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

- 4 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(審査会の庶務)

第11条 審査会の庶務は、広報主管課において処理する。

附 則

この訓令甲は、公布の日から施行する。

別記(第3条関係)

広告事業掲載基準

第1 趣旨

富士吉田市広告事業実施要綱(以下「要綱」という。)第3条第2項に規定する広告事業の掲載基準について定めるものとする。

第2 業種又は事業者

次のいずれかに該当する業種又は事業者の広告は掲載しない。なお、広告を掲載中において、これらに該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 暴力団又は暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由のあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に該当するもの
- (3) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に定めるインターネット異性紹介事業に該当するもの
- (4) 消費者金融・高利貸しに係るもの
- (5) たばこに係るもの
- (6) ギャンブルに係るもの(宝くじに係るものは除く。)
- (7) 法令等の定めのない医療類似行為を行うもの
- (8) 民事再生法又は会社更生法による再生又は更生手続中のもの
- (9) 違法又は不適当な行為により営業停止その他不利益処分を受けているもの
- (10) 市の指名停止措置を受けているもの
- (11) 行政機関からの行政指導による改善がなされていないもの
- (12) その他市資産に広告掲載することが適当でない業種又は事業者と認められるもの

第3 掲載基準

次のいずれかに該当するものは、広告媒体に掲載することができない。広告を掲載中において、これらに該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの

- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性のあるもの(公の選挙若しくは投票の事前運動に該当するもの又はおそれのあるもの)
- (5) 宗教性のあるもの(宗教団体による布教推進等を目的とするもの又はおそれのあるもの)
- (6) 個人又は法人の名刺広告
- (7) 社会問題についての特定の主義又は主張に当たるもの
- (8) 虚偽の内容若しくは事実と異なる内容を含むもの又は事実を誤認するおそれがあるもの
- (9) 比較広告(自己の供給する商品等について、これと競争関係にある特定の商品等を比較対象商品等として明示するもの)
- (10) 良好な景観の形成又は風致の維持等を害するおそれのあるもの
- (11) その他市資産の性質等により広告掲載することが適当でないと認められるもの

第4 掲載基準の適用

第3に定める掲載基準の適用については、広告媒体ごとに具体的な内容を判断し、その上で修正・削除が必要な場合は、広告主等に依頼できるものとする。広告主等は正当な理由がない場合は、修正・削除に応じなければならない。

第5 個別の基準

この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告掲載に係る個別の基準が必要な場合は、広告媒体を所管する部長が別に定める。